

宮ご減第329号
令和6年12月3日

公益社団法人 全日本不動産協会栃木県本部
本部長 稲川知法様

宇都宮市長 佐藤栄一
(環境部ごみ減量課扱)

集合住宅等入居者に対する
家庭系ごみの分別徹底に関する周知について（依頼）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本市の清掃行政の推進につきまして、特段の御協力を賜り御礼申し上げます。

さて、本市では、家庭系ごみの減量化・資源化を推進するため、広報紙やホームページ等によりごみ分別の徹底などの周知・啓発に取り組んでおります。

つきましては、更なる周知の強化を図るため、貴協会の会員各位が提供している集合住宅等の入居者様に対して、別紙「資源物とごみの出し方・分け方3つのポイント！」をご活用いただきながら、ごみの分別や排出ルールの周知・啓発に、御配慮いただきますようお願い致します。

また、集合住宅等管理者のみなさまにおかれましては、ごみステーションの管理について、別紙「不動産管理者（占有者）の役割について」のとおり、役割が定められておりますことから、引き続き清潔の保持に努めていただきますよう、御理解と御協力をお願い申し上げます。

記

◇同封資料

- ・資源物とごみの出し方・分け方3つのポイント！（A4版チラシ）
- ・モバイルバッテリーなど電池類の出し方にご注意ください（A4版チラシ）
- ・不動産管理者（占有者）の役割について（別紙）

- ・ごみ分別の周知用として「概要版 資源物とごみの分け方・出し方（概要版A3チラシ）」や冊子を窓口にて配布しております。
- ・市ホームページにおいて、外国語版A3チラシ8言語（英語・中国語・韓国語・タイ語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、ネパール語）を掲載しておりますので周知用にご活用ください。
- ・また、市外からの転入者には、転入手続きの際、「資源物とごみの分け方・出し方」（冊子）をお渡ししております。

※チラシ等ご不明な点がありましたら、ご連絡ください。

問合せ先 〒320-8540 宇都宮市旭1-1-5
宇都宮市 ごみ減量課（3R推進グループ）
TEL632-2852・FAX632-3316